

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、翌日)

目次  
◆告示 字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出  
健康保険法等に基づく現物給与の標準価額  
解除予定の保安林

漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意があつたもの

土地改良区の定款の変更

測量法による基本測量を実施する旨の通知

◆公安告示 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

◆公告 昭和四十六年二級建築士試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第四百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯郡名和町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更及び廃止は、昭和四十六年五月一日からその効力を生ずるものとする。

昭和四十六年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十五年十二月一日現在の地番による）
大字高田字上河原	大字高田字上河原の全域並びに大字高田字河原田四一〇の一部、四一〇の一、四一二次一、四一三、四一四の一及びこれらと一体をなす国有地
大字高田字河原田	大字高田字河原田のうち四一〇の一部、四一〇の一、四一二次一、四一二次二、四一三、四一三の二、四一三の三、四一四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高田字判形場	大字高田字判形場の全域及び大字高田字乙午瀧四四二の一
大字高田字乙午瀧	大字高田字乙午瀧のうち四四二の一以外の区域
大字高田字向ノ山	大字高田字向ノ山の全域及び大字高田字大屋敷五五七
大字高田字大屋敷	大字高田字大屋敷のうち五五七以外の区域
大字高田字大塔	大字高田字大塔のうち七二二の二以外の区域及び大字高田字茶畑ケ七一〇

大字高田字茶畑ケ	大字高田字茶畑ケのうち七一〇以外の区域
大字高田字杉谷	大字高田字杉谷の全域及び大字高田字大塔七二二の二
大字高田字上長野	大字高田字上長野の全域及び大字高田字下向平八七四
大字高田字下向平	大字高田字下向平のうち八七四以外の区域
大字高田字山ノ神	大字高田字山ノ神の全域、大字高田字山ノ神東九四一の二並びに大字高田字出口九四九の一から九四九の三まで及びこれらと一体をなす国有地
大字高田字山ノ神東	大字高田字山ノ神東のうち九四一の二以外の区域
大字高田字出口	大字高田字出口のうち九四九の一から九四九の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高田字山ノ神向	大字高田字山ノ神向の全域及び大字高田字大畑ケ九七五の一
大字高田字大畑ケ	大字高田字大畑ケのうち九七五の一以外の区域
大字高田字上新田	大字高田字上新田のうち九八二の六以外の区域及び大字高田字二タ子塚九八三の一
大字高田字原林	大字高田字原林の全域、大字高田字上新田九八二の六、大字高田字二タ子塚九八三の二並びに大字高田字双子塚一二〇三の一から一二〇三の五まで
大字高田字打越背	大字高田字打越背のうち一〇〇四の一及び一〇〇四の二以外の区域、大字高田字原際九八五の二、九八五の一及び九八五の一六並びに大字高田字土橋九九五の一及び九九五の二
大字高田字原際	大字高田字原際のうち九八五の二、九八五の一五及び九八五の一六以外の区域、大字高田字土橋九九三の一及び九九三の五から九九三の八まで並びに大字高田字打越背一〇〇四の一及び一〇〇四の二
大字高田字土橋	大字高田字土橋のうち九九二の一、九九二の二、九九三の一、九九三の五から九九三の八まで、九九五の一、九九五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字高田字大道端	大字高田字大道端の全域並びに大字高田字土橋九九二の一、九九二の二及びこれらと一体をなす国有地
大字高田字下タノ段	大字高田字下タノ段の全域、大字高田字双子塚一二〇一の一から一二〇二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高田字長塔通り一二二二の一三及び一二二二の二七から一二二二の三一まで
大字高田字長野	大字高田字長野の全域、大字高田字高田原一二〇六の一九八、大字高田字上高九二二の一の二五並びに大字高田字長塔通り一二二二の三二六、一二二二の三二七、一二二二の三二九から一二二二の三三一まで、一二二二

<p>大字高田字上高丸</p>	<p>二の四二四及びこれらと一体をなす国有地 大字高田字上高丸のうち一二二一の一五及び一二二一の一六以外の区域</p>
<p>大字高田字高田原</p>	<p>大字高田字高田原のうち一二二〇六の一九八以外の区域 大字高田字八代場のうち一二二〇七の八三から一二二〇七の八五まで以外の区域並びに大字高田字長埜通り一二二の五三、一二二二の五五、一二二二の五八、一二二の六二、一二二二の六五、一二二二の六九、一二二二の七二、一二二二の七五、一二二二の七七、一二二二の七八、一二二二の八〇、一二二二の八二、一二二二の八四、一二二二の八六、一二二二の八八、一二二二の九三、一二二二の九七、一二二二の一〇一、一二二二の一〇六、一二二二の一〇、一二二二の一五、一二二二の一四〇及び一二二二の一四二並びに一二二二の八四及び一二二二の八六と一体をなす国有地。 大字高田字長埜通りのうち一二二二の一三、一二二二の二七から一二二二の三一まで、一二二二の五三、一二二二の五五、一二二二の五八、一二二二の六二、一二二二の六五、一二二二の六九、一二二二の七二、一二二二の七五、一二二二の七七、一二二二の七八、一二二二の八〇、一二二二の八二、一二二二の八四、一二二二の八六、一二二二の八八、一二二二の九三、一二二二の九七、一二二二の一〇一、一二二二の一〇六、一二二二の一〇、一二二二の一五、一二二二の一四〇及び一二二二の一四二並びに一二二二の八四及び一二二二の八六と一体をなす国有地。</p>
<p>大字高田字長埜通り</p>	<p>一二二二の九七、一二二二の一〇一、一二二二の一〇六、一二二二の一〇、一二二二の一五、一二二二の一四〇、一二二二の一四二、一二二二の三二六、一二二二の三七七、一二二二の三二九から一二二二の三三一まで、一二二二の四二四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高田字八代場一二〇七の八三から一二〇七の八五まで並びに大字高田字上高丸一二二一の一六</p>
<p>大字高田字瀧ノ上</p>	<p>大字高田字瀧ノ上のうち一二二二以外の区域</p>
<p>大字高田字川手河</p>	<p>大字高田字川手河の全域及び大字高田字瀧ノ上一二二二</p>
<p>大字高田字西上河原</p>	<p>大字高田字西上河原のうち一三二四、一三二六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字高田字中河原一三四五</p>
<p>大字高田字河原畑</p>	<p>大字高田字河原畑の全域並びに大字高田字西上河原一三一四、一三二六及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字高田字中河原</p>	<p>大字高田字中河原のうち一三四五以外の区域及び大字高田字下河原一三八三</p>
<p>大字高田字下河原</p>	<p>大字高田字下河原のうち一三八三以外の区域</p>
<p>大字門前字後谷</p>	<p>大字門前字後谷のうち一〇六以外の区域</p>

大字門前字鎮守山	大字門前字鎮守山のうち一一二、一一三及び一一七以外の区域並びに大字門前字後谷一〇六
大字門前字上屋敷	大字門前字上屋敷の全域並びに大字門前字鎮守山一一二、一一三及び一一七
大字門前字下大畑	大字門前字下大畑のうち一五九の二以外の区域
大字門前字瀧ノ前	大字門前字瀧ノ前の全域及び大字門前下大畑一五九の二
大字門前字谷畑	大字門前字谷畑のうち二五六の二以外の区域
大字門前字谷口	大字門前字谷口の全域及び大字門前字谷畑二五六の二
大字門前字中畝	大字門前字中畝のうち五七七以外の区域
大字門前字持谷	大字門前字持谷の全域及び大字門前字中畝五七七
大字門前字長野	大字門前字長野のうち六九一の八、六九一の二五二及び六九一の二五二以外の区域
大字門前字中岩屋平ル	大字門前字中岩屋平ルの全域並びに大字門前字長野六九一の八、六九一の二五二及び六九一の二五二
廃止する字の名称	大字高田字双子塚及び大字高田字ニタ子塚

鳥取県告示第四百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条第二項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十五条及び日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第四条第二項の規定に基づき、報酬又は賃金の全部又は一部が金銭又は通貨以外のもので支払われる場合の標準価額を次のとおり定め、昭和四十六年五月一日から施行し、昭和四十四年四月鳥取県告示第二百四十三号（健康保険法等に基づく現物給与の標準価額について）は、昭和四十六年四月三十日限り廃止する。

昭和四十六年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 食事の給与 一人一月につき 五千四百円

一人一日につき 百八十円

朝食一食につき 四十円

昼食一食につき 七十円

夕食一食につき 七十円

二 住宅の給与 畳一畳一人一月につき 二百二十円

三 被服の給与 時 価

鳥取県告示第四百十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里浜二三四〇の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

農道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十一号

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号) 第一百十二条の二第二項の規定による中山加入区及び御来屋加入区からの届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めため、同法第一百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、西伯町土地改良区の定款の変更を昭和四十六年四月二十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号) 第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年四月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量

二 作業期間 昭和四十六年四月二十七日から昭和四十六年十月三十一日まで

三 作業地域 八頭郡若桜町

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

昭和四十二年十二月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十六年四月二十七日から施行する。

昭和四十六年四月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

表中

七	倉吉市明治町一、〇三二番地の二地先	定周期式
	交差点(十字路)	(一段式)

を

九十	米子市東倉吉町一三六番先交差点(四差路)	定周期式 (多段式)
八十九	米子市中町二〇番先交差点(四差路)	定周期式 (多段式)
八十八	米子市大篠津町一、八一九番先交差点(四差路)	定周期式 (多段式)
八十七	気高郡青谷町大字青谷三、六五二番次五先交差点(丁字路)	定周期式 (多段式)
八十六	八頭郡若桜町大字若桜四一二番先(單路)	押ボタン式
八十五	鳥取市徳尾三九九番二先交差点(丁字路)	定周期式 (一段式)
八十四	東伯郡北条町大字下神一九三番一先交差点(十字路)	定周期式 (多段式)
八十四	東伯郡北条町大字下神一九三番一先交差点(十字路)	定周期式 (多段式)
七	倉吉市明治町一、〇三二番二先交差点(十字路)	定周期式 (多段式)

を に

に改める。

九十一	境港市明治町三七番先交差点(四差路)	定周期式 (一段式)
九十二	境港市松ヶ枝町五五番先交差点(四差路)	定周期式 (多段式)
九十三	境港市外江町一、九五一番先交差点(四差路)	押ボタン式
九十四	岩美郡福部村大字湯山二、〇八三番先交差点(四差路)	半感應式

公 告

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により昭和46年二級建築士試験を次のとおり実施する。

昭和46年4月27日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験 期 日 昭和46年7月24日(土)及び25日(日)
- 2 試験 場 所 鳥取市東町2丁目 鳥取県立鳥取西高等学校
- 3 受験申込期間 昭和46年5月22日(土)から6月1日(火)まで
- 4 試験 科 目 (1) 建築計画 (2) 建築施工 (3) 建築法規  
(4) 建築構造 (5) 建築設計製図

なお、建築法規のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する問題の出題の範囲は、昭和46年4月27日現在において施行されている建築基準法（建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）附則第16項の規定によりなお効力を有するとされている規定を除く。）とする。

5 その他 詳細については、鳥取県土木部建築課、倉吉土木出張所又は米子土木出張所に問い合わせること。